

(単位：百万円)

区 分	有価証券の信託		金銭債権 の 信 託	動産の信託	土地及び その定着物 の 信 託	地 上 権 の 信 託	土地及び その定着物 の賃借権の 信 託	包括信託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管理信託	運用信託								
元 本										
売 渡 手 形 等										
収 益										
仮 受 金										
そ の 他										
債 権 償 却 準 備 金										
特 別 留 保 金										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
負 債 合 計										()

(記載上の注意)

3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。

(単位：百万円)

区 分	有価証券の信託		金銭債権 の信託	動産の信託	土地及び その定着物 の信託	地 上 権 の 信 託	土地及び その定着物 の賃借権の 信 託	包括信託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管理信託	運用信託								
貸 出 金										
有 価 証 券										
投資信託外国投資										
信託受益権										
金 銭 債 権										
有 形 固 定 資 産										
無 形 固 定 資 産										
そ の 他 債 権										
買 入 手 形										
コ ー ル ロ ー ン										
銀 行 勘 定 貸										
現 金 預 け 金										
そ の 他										
資 産 合 計										

(記載上の注意) 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

3. 金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信託財産の種類	件数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）			
その他の			
合計			

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを () で注記すること

4. 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信託財産の種類	件数	元本額
金銭債権	貸付債権	
	売掛債権	
	その他の	
動産		
不動産		
地上権		
不動産の貸借権		
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）		
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）		
商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）		
その他の		
合計		

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること。
- 2 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの
 のいずれかに該当するものをいう。

5. 金銭信託の状況

(単位：百万円)

区 分	金 額	元本の補てん等の有無				計	運用財産 の 種 類
		元本の補てん のある信託	利益の補足の ある 信託	元本の補てん及び利 益の補足のある信託			
指定金銭信託	合 同 運 用						
	単 独 運 用						
特 定 金 銭 信 託							
金 銭 投 資 基 金 信 託							
年 金 信 託	適格退職年金信託						
	厚生年金基金信託						
	国民年金基金信託						
	規約型企業年金信託						
	基金型企業年金信託						
年 金 投 資 基 金 信 託	貸 付 金 口						
	株 式 口						
財 産 形 成 給 付 信 託	財産形成給付金信託						
	財産形成基金信託						
財産形成投資基金信託							
貸 付 信 託	収 益 分 配 型						
	収 益 満 期 受 取 型						
	収 益 運 用 口						
投 資 信 託							
計							—
(うち二重信託を除いた計数)		—	()	()	()	()	—

6. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		不動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注)

3. 記載の金銭評価の困難な信託を除く。
- 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

- 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
- 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち次に掲げる債権に該当する額及び合計額を記載すること。
 - 破綻先債権（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものに対する貸出金をいう。）に該当する貸出金
 - 延滞債権（当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から6カ月以上遅延している貸出金

であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金

- (3) 3か月以上延滞債権(当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。)に該当する貸出金
- (4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)をいう。)に該当する貸出金
- 4 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	
社 債		金 銭 債 権 の 信 託	
株 式		動 産 の 信 託	
外 国 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		地 上 権 の 信 託	
投 資 信 託 有 価 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投 資 信 託 外 国 投 資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		そ の 他 の 信 託	
受 託 有 価 証 券			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 銭 債 権			
有 形 固 定 資 産			
動 産			
不 動 産			
無 形 固 定 資 産			
地 上 権			
不 動 産 の 賃 借 権			
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産			
そ の 他 債 権			
買 入 手 形			
コ ー ル ロ ー ン			
銀 行 勘 定 貸			
現 金 預 け 金			
現 金			
預 け 金			
そ の 他			
合 計		合 計	

